

**答 申 書**  
**( 答 申 第 4 5 号 )**  
**平成 1 3 年 5 月 2 5 日**

---

1 審査会の結論

家畜保健衛生所職員に係る平成11年4月から平成12年2月末日までの復命書において記録されている個人名並びに農家名、農場名、養蜂場名、牛名号、取引業者名及び事業を営む個人名を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成 年 月に死亡した 家畜保健衛生所職員(以下「元職員」という。)に係る平成11年4月から平成12年2月末日までの旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿である。

このうち、復命書は、同所で家畜伝染性疾病の防疫業務等に従事していた元職員が、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)等に基づいて用務地である農場等において行った牛のヨーネ病防疫業務などの内容を記録した文書であり、家畜伝染病の発生に関連する農場に勤務する個人名や、家畜伝染病が発生し、又は検査・調査等の対象となった農家名、農場名、養蜂場名及び牛名号、家畜伝染病が発生した農家の家畜を取り引きした取引業者名及び事業を営む個人名(以下「取引業者名」という。)などが記録されている。

なお、養蜂場名は、家畜伝染病の一つであるみつばちの腐蛆病<sup>そ</sup>について、検査の対象となった養蜂場の名称である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書の一部が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして、一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件公文書のうち復命書には、疑似患畜を所有・管理する農場に勤務している個人名が記録されているが、これが開示されると、当該個人の氏名とその勤務先が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当する。

ウ 異議申立人は、勤務先情報は勤務先における対外的活動を行う際には名刺等により明らかにしているなど日常的に他者に開示している情報であって、通常他人に知られたいと認められる情報には該当しない旨主張する。

しかしながら、通常他人に知られたいと認められる情報とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる情報をいい、名刺などにより勤務先を明らかにするかどうかについては、個人の主観的判断によるものであるから、異議申立人の主張は採用できない。

エ 以上のことからすれば、本件公文書に記録されている農場に勤務する個人名については、1号情報に該当するものと判断する。

#### (4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報と定めている。

イ 実施機関は、昨年、家畜伝染病である口蹄疫が発生し、新聞等で報道された際、防疫措置が取られたにもかかわらず、根拠のない感染拡大の不安や風評、人への感染の誤解などにより、家畜取引の停止やスーパー等で道産牛肉が販売停止になるなどの事例もあることから、本件公文書に記録されている情報を開示すると、通常、所有する家畜に伝染病が発生した事実又は家畜が伝染病等の検査・調査等の対象となった事実が明らかになり、風評等により事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる旨主張する。

確かに、一般に、家畜伝染病が発生した場合はもとより、検査・調査等の対象となった農家名、農場名などが明らかになると、その所有する家畜が伝染病に罹患したかどうかにかかわらず、検査・調査の対象となったこと自体が罹患したかのような誤解を生じさせ、その結果、風評による被害が発生するおそれは否定できない。

ウ 本件公文書のうち復命書には、農家名、農場名及び養蜂場名が記録されているが、職務の内容として、家畜伝染病であるヨーネ病に罹患した牛に対する移動制限、隔離の指示や当該伝染病等に係る検査・調査内容等が記録されていることからすれば、農家名、農場名等を開示すると、当該農家等が所有・管理する家畜が伝染病に罹患し、又は検査・調査等の対象となったことが明らかとなり、当該農家等が飼養した家畜や牛乳、肉、蜂蜜等の生産物の価格低落、更には不買ひいては社会的評価の失墜などの風評による被害が発生するおそれは否定できない。

特に、北海道における家畜飼養農家の多くは経営環境が厳しい状況にあることから、風評による影響を受けやすく、また、牛のヨーネ病発生農場に係る風評による被害例として、既発生農場の生産牛であることを理由として購入を拒否され、家畜取引が成立しなかったり、共同利用組合で購入した機器の利用ができなくなるなどの事例が認められる。このことからすれば、農家名、農場名等を開示すると、当該

事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

また、牛名号については、一般的に農場名や農家名を冠することが通例であることから、これを開示すると、農家名等が明らかとなり、同様に当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

さらに、取引業者名は、これを開示すると、家畜伝染病に罹患し、又は検査・調査等の対象となった家畜を所有している農家と当該取引業者との関連が明らかになることから、当該業者が取り引きする家畜の価格低落、更には不買ひいては社会的評価の失墜などの風評による被害の発生するおそれは否定できず、当該業者の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

エ 以上のことからすれば、本件公文書に記録されている農家名、農場名、養蜂場名、牛名号及び取引業者名は、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 条例第11条の該当性について

ア 本件公文書の2号情報については、異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件公文書に記録されている内容が極めて公共性の高い情報である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断する。

イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量して判断すべきものと解される。

ウ 異議申立人は、ヨーネ病は伝染性疾患として家畜伝染病予防法において規制の対象となっており、まさに消費者の生命、健康に関する重要な情報であり、かかる情報は、道民の生命、健康の確保の保護のため開示すべきである旨主張する。

しかしながら、家畜伝染病が発生した場合、家畜伝染病予防法の規定に基づき、患畜の届出が行われ、かつ、移動制限や隔離の指示、発生した旨の公示、と殺などのまん延防止の措置が必要とされるが、本件の家畜伝染病であるヨーネ病に罹患した牛の防疫対策においても、このような措置が講じられていること、家畜伝染病に罹患した家畜を飼育している本件農場にあっては、自主的な防疫対策として、畜舎等の消毒などの措置を講じて伝染病の排除を行い、健康な家畜又はその生産物の出荷に努めていること、実施機関の説明では、ヨーネ病は牛や羊などの固有の家畜の病気であって、世界的にも家畜の伝染病と認識されており、人と家畜に共通して感染する人畜共通伝染病ではないことから判断すれば、本件公文書に2号情報として記録されている非開示情報を開示することが、人の生命、身体、健康又は生活を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

エ したがって、(4)で非開示妥当と判断した部分について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとはいえない。

以上のことから結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成13年1月18日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し 異議申立ての概要、 理由説明書、 公文書一部開示 決定通知書の写し、 公文書開示請求書の写し、 対象 公文書の写し）の提出
平成13年1月22日 （第35回審査会）	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成13年3月2日 （審査会第一部会）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 実施機関から資料（「異議申立てに係る意見書に対する 反論」と題する書面）の提出 異議申立人からの意見陳述 異議申立人から資料（「補充書」と題する書面）の提出 審議
平成13年3月30日 （審査会第一部会）	異議申立人から資料（「反論書」と題する書面）の提出 審議
平成13年4月17日 （審査会第一部会）	審議
平成13年5月21日 （第39回審査会）	答申案審議
平成13年5月25日	答申

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成12年11月14日 本件開示請求
- (2) 平成12年11月27日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成13年1月5日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、補充書及び反論書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第10条第1項第1号の該当性について

非開示としうる個人情報、個人識別情報であって、かつ、プライバシー侵害情報にも該当するものでなければならない。ところが実施機関は、通常、個人の勤務先やその職は他人に知られたくない個人のプライバシーに関する情報と認められることをもって画一的に非開示の理由と説明しているが、個人の勤務先情報は、対外的活動を行う際には名刺等により明らかにしているなど日常的に他者に開示している情報であって、通常他人に知られたくない認められる情報には該当しない。したがって、実施機関の公文書一部開示決定は、同号の解釈を誤ったものである。

イ 条例第10条第1項第2号の該当性について

家畜伝染病の罹患に関する情報を開示することは、道民の生命・健康の確保に資するものであって、条例の理念に合致するものである。仮に対象企業の情報が開示され、その地位が損なわれたとしても、道民の生命・健康を損なう可能性のある家畜を排除するためであり、不当なものではない。

企業の情報公開の必要性は、昨今発生した乳製品メーカーの情報の不開示、自動車メーカーのリコール隠しによる消費者からの信頼低下がある一方、薬品メーカーにおいて、異物混入の可能性のあった目薬を早期回収・情報開示したことにより消費者からの信頼が向上した事例もある。

また、条例第11条の該当性として、ヨーネ病に罹患した家畜の存否等に関しては、伝染性疾病として家畜伝染病予防法において、規制の対象となっており、まさに人の生命、身体、健康または生活の保護のため公益上開示すべき情報である。

3 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は、別添「理由説明書」及び「異議申立てに係る意見書に対する反論」のとおりである。

## 理 由 説 明 書

### 1 対象公文書の内容

開示請求者が開示を求めている文書は平成 年 月に死亡した 家畜保健衛生所職員に係る平成11年4月から平成12年2月までの復命書である。

当該職員は家畜保健衛生所で家畜の伝染性疾病の防疫業務を中心に職務に従事していた。当該復命書は当該職員が農場など出張先において従事した業務の内容を記載・復命したものである。

### 2 非開示理由

#### (1) 条例第10条第1項第1号の該当性

- ・ 条例第10条第1項第1号においては個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報とする旨規定している。
- ・ 非開示部分には、家畜伝染病の発生に関連する農場に勤務する個人の名称が記録されており、通常、個人の勤務先やその職は他人に知られたい個人のプライバシーに関する情報と認められるため非開示としたものである。

#### (2) 条例第10条第1項第2号の該当性

- ・ 条例第10条第1項第2号においては法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報とする旨規定している。
- ・ 非開示部分には農場名、農家名、個人名、牛名号、取引業者名が記載されている。
- ・ 農場名、農家名、個人名は、これを開示すると通常、所有（管理）する家畜に家畜伝染病が発生した事実又は家畜が家畜伝染病等の検査・調査等の対象となった事実が明らかになり、風評等により家畜あるいはその生産物（牛乳、肉等）の不買や価格低落が発生するなど、当該農場等の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため非開示としたものである。
- ・ 牛名号は、通常、開示することによって農場等が特定されるため上で述べた理由により非開示としたものである。
- ・ 取引業者名は、これを開示すると家畜伝染病の発生農場等と当該取引業者との関連が明らかになり、風評等により取引業者の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため非開示としたものである。

### 3 異議申立理由に対する反論

#### (1) 異議申立人は、親として子息が従事した業務に関する非開示情報が開示されても何等かに利用する意図はないことから、個人及び法人の営業上の地位が不当に損なわれるものとは思われなく開示すべき旨主張する。

しかし、道の情報公開条例においては、非開示情報は公益上の必要性を除き、いかなる場合においても開示できない旨規定されており、さらに、非開示情報への該当性に係る判断は開示請求者の如何を問わず行われる旨規定されていることから、開示請求者の利用目的及び親子関係等により、開示等の決定に影響を及ぼすものではないことは明らかである。

したがって、異議申立人の主張には理由がない。

#### (2) 異議申立人は、非開示情報が開示されなければ自らの行う調査が不可能となるため、非開示とした農家名等を開示すべき旨主張する。

この主張は、異議申立人が前段で述べている「親として子息が従事した業務に関する非開示情報が開示されても何等かに利用する意図はない」という主張と明らかに矛盾しており、論理的に整合性を欠いている。

したがって、異議申立人の主張には理由がない。

## 異議申立てに係る意見書に対する反論

### 1 条例第10条第1項第1号情報の該当性について

異議申立人は平成13年2月19日付け「補充書」によって、平成13年1月5日付け異議申立書記載「5 異議申し立ての理由」を補充するとし、その2の(4)において、個人の勤務先等情報は対外活動を行う際や各種契約締結の際などに日常的に明らかにしている情報であって、「通常他人に知られたくないと認められる」情報には該当しないと主張している。

しかしながら、条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報は、特定の個人の主観的判断の如何を問わず、社会通念上、他人に知られたくないと判断される情報であり、異議申立人が例示するような、自らの意志で勤務先等情報を明らかにする場合があることをもって、何人にとっても他人に知られてかまわない情報であるとはいえないことは明白である。

本件においては、開示された公文書(復命書)の記載内容から、個人の氏名が開示されることに連動して、職務の内容等の勤務先状況も明らかになることから、個人のプライバシー保護のため、条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するとして当該個人の氏名を非開示としたことは適当と考える。

### 2 条例第10条第1項第2号情報の該当性について

異議申立人は農場名等の非開示情報は、家畜伝染病の罹患に関する情報で、消費者の生命・健康に関する重要な情報であり、かかる情報が開示されることは、道民の食生活ひいては生命・健康の確保に資するものであって、農場名等の情報が開示される結果、仮に対象農場等の各地位が損なわれたとしても、「不当」なものとは評価し得ないとし、また、道が、農場が家畜伝染病に罹患した家畜を保有することを開示し、農場がその排除や再発防止の手段を行い、これをさらに公表することは、当該農場に対する信頼の維持、向上に資するものであり、係る農場の各地位を損なうものでないと主張している。

道は、家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、伝染病が発生した場合には、その種類により、家畜伝染病予防法の規定に基づき移動制限や隔離の指示などを行うほか、発生した旨を公示(伝染病の種類、家畜の種類、頭数、発生場所、発生月日など)するなど速やかなまん延防止措置をとっている。発生農場においても、消毒、治療、病畜の殺などの措置を講じて積極的に伝染病の排除を行い、健康な家畜又はその生産物の出荷に努めている。さらに、家畜やその生産物が食品として供給されるにあたっては、食品衛生法やと畜場法に基づく規制や検査によって、その安全性が確保されていることから、家畜伝染病の発生が直ちに道民の生命健康の被害に結びつくものではない。

また、昨年の本道での口蹄疫の発生時には、まん延防止のために各種防疫措置が取られたにも関わらず、根拠のない感染拡大の不安や風評及び人への感染の誤解等から家畜取引の停止やスーパー等での道産牛肉の販売停止などの事例が認められ、口蹄疫以外の伝染病の発生においても、家畜取引上で不利があった事例などが認められている。このような事例からも、農場名等を開示することによって、健康な家畜又はその生産物の出荷といった正当な営業行為を行っているにも関わらず、あたかも当該農場で「伝染病の発生が継続している。」「病畜等が出荷されている。」といった誤解や風評に伴う、家畜の販売の不成立や低価格販売を強いられるなどの被害が生じ、事業運営上の地位が「不当」に損なわれることは明白である。このことからすれば、申立人が述べるように、あえて、家畜伝染病の発生農場名等を開示することが当該農場に対する信頼の維持、向上に資するものであるとは考えられない。

したがって、農場名等を条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報に該当するとして非開示としたことは適当と考える。